

市有地を売却します

市が保有する未利用の土地を売却します。
今回売りに出す物件は高台にあり、とても見晴らしのよいところ
です。購入を希望されるかたは、必ず現地を確認の上、申し
込んでください。

総務課契約管財係 ☎(25) 11222

申込対象者

- 申し込みができるかたは、個人・法人を問いません。ただし、次のいずれかに該当する場合は申し込みができません。
- ・成年被後見人または被保佐人
- ・破産者で復権を得ない者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号～第4号までおよび第6号に該当する者

購入申込

申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて次の期間内に申し込んでください。

申込期間

8月3日(月)～21日(金)
午前8時30分～午後5時15分
(土曜・日曜日は除く)

申込方法

総務課契約管財係(市役所本庁舎2階)へ直接持参してください。

※郵送、ファクス、電子メールでの申し込みはできません。

申込書の配布

総務課契約管財係で配布します。また、市ホームページの市有地売却情報からもダウンロードできます。

☎<http://www.city.toba.nie.jp/keiyaku/siyuuti.html>

売却決定方法

同一物件に2人以上の申し込みがあった場合、抽選により決定します。

その他

売却物件の中には、樹木などを含むものもありますので、事前に現地を確認してください。

購入を希望されるかたは、総務課契約管財係で配布または市ホームページに掲載している『市有地売却のご案内』を必ずお読みになり申し込んでください。

若者の市有地購入を応援します

市では、鳥羽に定住していただく若者を応援するため、定住のために市有地を購入するための費用の一部を補助します。

交付対象 次の要件をすべて満たす場合が対象です。

- ・本市への定住を目的に、市が定める市有地を購入する場合
- ・対象土地を購入するかまたは配偶者のかたのいずれかが満40歳以下
- ・対象土地の所有権の持分が2分の1以上の場合(若者夫婦世帯の場合は合算した持分が2分の1以上)
- ・市税などの滞納がないこと

交付の条件

- ・奨励金の交付申請後5年以内に対象土地に住宅を建築すること
- ・奨励金の交付申請後5年間は、対象土地を譲渡、賃貸しないこと

交付額 購入金額の10%

対象土地 今回売却を行う市有地

申請書は、企画財政課窓口のほか、市ホームページからもダウンロードできます。

くわしくは、企画財政課企画経営室に問い合わせてください。

☎(25) 1101



物件番号① 所在 安楽島町鞆谷1200番75
価格 **6,828,000円** 地目 宅地
地積 327.06㎡(約98.94坪) 海拔 約36m



【法令等に基づく制限】

- ・都市計画区域：区域内
- ・用途地域：無指定(風致地区)
- ・建ぺい率：40%
- ・容積率：200%



物件番号② 所在 鳥羽五丁目26番13
 価格 **6,750,000円** 地目 宅地
 地積 264.78㎡ (約80.1坪) 海拔 約1.5m



物件番号③ 所在 若杉町952番4
 価格 **3,350,000円** 地目 宅地
 地積 223.96㎡ (約67.75坪) 海拔 約18.5m



物件番号④ 所在 鳥羽二丁目657番3
 価格 **2,286,000円** 地目 宅地
 地積 155.48㎡ (約47.03坪) 海拔 約5.9m

